

神戸市従業員労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和5年12月14日（木） 18：00～18：10

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課担当係長3名 他2名

（組合） 副執行委員長2名、書記長、書記次長2名、他5名

4. 議 題：介護業務員に対する希望退職制度における退職手当の取扱いについての提案

5. 発言内容：

（市） 平素より皆様方におかれましては、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は「介護業務員に対する希望退職制度における退職手当の取扱い」につきまして、ご提案させていただきます。

お配りしております「介護業務員に対する希望退職制度における退職手当の取扱いについて（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてでございますが、神戸市立和光園について、令和7年4月より指定管理者制度へ移行することに伴い、介護業務員の職種を廃止するため、希望退職制度を実施するにあたり、退職手当の額を特別の取扱いといたします。

「2. 希望退職制度の対象職員」といたしましては、介護業務員のうち、60歳に達するまでの職員としております。なお、希望退職制度は、令和7年3月31日付退職に限って実施することといたします。

「3. 希望退職に係る退職手当の額」につきましては、当該職員の退職の日における給料月額及び当該給料月額にその者の当該日（退職日）における年齢に応じ別表に掲げる率を乗じて得た額の合計額に、当該勤務期間に応じ神戸市職員退職手当金条例第9条に掲げる支給率を乗じて得た額に、退職手当の調整額を加えた額としております。なお当該職員の退職の日における給料月額とは、令和2年3月31日に受けていた給料月額と、退職日時点の給料月額で高い方の額といたします。また、具体的な割増率につきましては、45歳から49歳が4.5割、50歳から54歳が4割、55歳から57歳が3割、58歳及び59歳が2割としております。説明は以上でございます。

（組合） ただいま、山川課長より提案を受けたが、交渉員から発言させていただきます。

（組合） 希望退職者制度については前回と同様のものなのか。

（市） このたびの希望退職制度の内容は、令和2年度の電話交換手及び介護業務員を対象に実施いたしました希望退職制度と同様の内容でございます。

（組合） 本日、職場において、和光園の指定管理者制度への移行に伴う対応についての資料が配布されました。この間、私たちが要求してきました組合員に対する不安解消に向けて、早期に一人ひとりへの情報提供が行われましたことについて感謝いたします。しかし、人事異動については、現時点で主となる想定として挙げられた職種は2職種のみとなっております。神戸市で福祉・介護の仕事をしたいと志し入庁したものや、患者に寄り添ったケアをしたいと志し入庁したにも関わらず、独立行政法人化に伴い職種変更を余儀なくされ、それでも人と関わる介護の仕事に就いたものも大勢います。その組合員の気持ちを考えていただきたいです。また、これまでも再三申し上げてきましたが、私たち介護業務員が長

年積み上げてきた知識・経験・スキルは神戸市にとっても大きな財産になると考えます。安易な職種変更ではなく、これまで組合員が培ってきた知識・経験・スキルを最大限発揮しつつ、安心して定年まで働き続けることができるように組合員の思いを汲み取った真摯な対応を求めます。

(組合) 私の方から2点。まず介護業務員の職種変更にあたっては、さざんか療護園の時の対応を踏まえて、職員の意向を丁寧に聞き取ること。また、介護業務員の全員が女性職員であることも踏まえて、配置しようとする業務の内容のほか職場環境等も十分に考慮すること。

次に、2025年4月に指定管理者制度へ移行予定とのことだが、それ以前から、移管に向けた事業者への引継ぎなど、通常業務を行ないながらも特別な対応も想定される。そのような中においても、決して市民サービスが低下することのないように責任をもって対応してもらいたい。

(市) 職種変更にあたっては、所属長を通して職員一人ひとりの意向や配慮事項を、これまで以上に丁寧に聞き取るとともに、配置先の検討にあたっては、女性職員であることを踏まえ、関係部局と職場環境等について密に情報共有を行った上で、検討を進めたいと考えております。いずれにいたしましても、個々の人事異動に関しましては、当局の責任において適切に実施してまいりたいと考えております。

また、施設運営に関しましては、職員の勤務労働条件に関するものではございませんが、令和7年4月に向けて、円滑に指定管理者制度へ移行することができますよう、責任をもって対応してまいりたいと考えております。

(組合) 提案内容については、持ち帰り協議する